



～お知らせ～



当社の第35期定時株主総会が8月29日、新潟東映ホテルで開催されました。

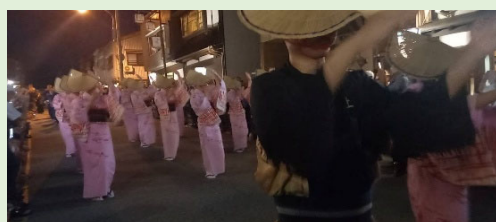
開催にあたり酒井社長が「補償コン業界を取り巻く情勢は厳しいが社員一丸となって業務にあたる所存。今期も収益を上げることが出来たことに感謝。」と挨拶し議事に入りました。議事では事業報告、決算報告、取締役選任などが審議され、全議案共に株主全員一致で可決されました。今回の総会では新たに渡邊補償部長が取締役に選任されました。

残暑、猛暑の日が続きます。熱中症対策は十分でしょうか。通勤途中のバスの中でスマホを見るとカミさんからのラインが入っていました。「おわら風の盆」に来てるとのこと。もう9月なんですね。

富山市八尾町の伝統行事、「おわら風の盆」は、毎年9月1日から始まり、浴衣やはっぴ姿の踊り手たちが、各町内に設けられた11カ所の踊り場で三日三晩、踊りを競い合います。

おわら風の盆が行われる9月1日は、立春から二百十日目にあたり、台風到来のシーズンと重なる風の災厄日とされてきました。豊作を祈るとともに、風の災害がおこらないことを願う行事として「風の盆」という呼び名が付けられたと言われています。

圧巻は、午後4時半すぎから町並みを列になって練り歩く「町流し」。古い町並みが残る通りや広場では男女の踊り手や色とりどりの浴衣を着た子どもたちが哀愁を帯びた胡弓や三味線の音色にあわせて優美な踊りを披露します。



カミさんのラインから

「おわら風の盆」は、ことし1月にアメリカの大手新聞、ニューヨーク・タイムズの「2025年に行くべき52カ所」の中の30番目に紹介されていて多くの外国人観光客が訪れたのではないのでしょうか。

愛知県豊明市で「スマートフォン等」の使用を1日2時間以内とすることを目安にした条例案が9月に提出される見通しで、物議を醸しています。スマホの「過剰使用」を防ぐ独自の対策を盛り込んだ条例案で市は「目安」と強調していますが、行政が個人の自由時間に口出しする動きを懸念する声もあり、賛否は割れています。

条例案は、スマホやタブレット端末による過度な動画視聴などが、睡眠時間や家族間の対話の時間の減少につながるなど「特に子どもの健全育成を阻害するおそれがある」として、次のような対策を講じるように定めています。

- ・「余暇時間」でのスマホ使用について、1日2時間以内を目安とする
- ・子どもの睡眠時間の確保は心身の成長に不可欠。小学生以下のスマホ使用は午後9時まで、中学生以上18歳未満は同10時までを目安とする
- ・保護者は子どもをスマホの過剰使用から守る第一義的責任を有することを自覚し、家族全体で適正使用への理解を深めるよう努める

公共の利益のため自治体が目標を定めるいわゆる「理念条例」の案ですが、市がホームページで公表して以降、市役所には電話やメールで120件ほどの意見が寄せられたそうです。私の家にも孫がたまに遊びに来ます。自分の家では、両親に厳しく言われるため我が家に来たとたん「ばあちゃんスマホ貸して!」制限なしの至福の時間を過ごしてます。気になって注意すると「じいちゃんうるさい」、女房も「たまにいいじゃない」と孫に加勢。

「おかしいだろう・・・」と思いながら言い返せず黙ってビールを飲んでます。

これでいいのか? 条例賛成?

残暑が厳しいです。熱中病にご注意を ?

「ウィークリースタンスの徹底を」お願いします

- ①昼休みや16時以降開始の打合せは行わない
- ②休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- ③休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- ④ノー残業デー（水曜日）は勤務時間外の依頼はしない
- ⑤ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング
- ⑥イブニング・ノーリクエスト（R5. 6から）



〇必見! ホームページをご覧ください! 新たな情報等があれば教えて下さい

www.hokurikuyouchi.co.jp

〇お願い! 「クロジカ」(旧Aipo)を活用しましょう